

調剤報酬点数表：コスモ薬局中央店（令和8年6月1日施行）

当薬局でお支払いになる医療費は、下記の項目を合算して患者負担割合を掛けて計算しております。（1点あたり10円）

調剤報報酬点

=

調剤技術料

+

薬学管理料

+

薬剤料

+

特定診療材料料

第1節 調剤技術料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		
調剤基本料2	処方せん受付1回につき	30点
分割調剤(長期保存の困難性等)	1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
分割調剤(後発医薬品の試用)	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
連携強化加算	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
電子的調剤情報連携体制整備加算	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
薬剤調製料		
内服薬	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬	処方せん受付1回につき（調剤した剤数、回数にかかわらず）	21点
浸煎薬	1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬	1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上/1日分 10点 29日分以上 400点
注射薬	処方せん受付1回につき（調剤した剤数、回数にかかわらず）	26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	1調剤につき	麻薬 70点 麻薬以外 8点
自家製剤加算(内服薬)		
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	1調剤につき※錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤	1調剤につき	45点
自家製剤加算(屯服薬)		
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	1調剤につき	90点
液剤		45点
自家製剤加算(外用薬)		
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	1調剤につき	90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点
液剤		45点
計量混合調剤加算（内服薬・屯服薬・外用薬）		
液剤	2種類以上も医薬品を計量し混合、1調剤につき	35点
散剤、顆粒剤		45点
軟・硬膏剤		80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	基礎額＝調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算+調剤管理料	時間外 基礎額の100% 休日 // 140% 深夜 // 200%
夜間・休日等加算	処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目		主な要件、算定上限		点数
調剤管理料				
内服薬	処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 (1剤につき、3剤分まで)	27日分以下 28日分以上	10点 60点	
内服薬以外			10点	
調剤時残薬調整加算	7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後 日数変更、外来患者に対する 照会処方変更	50点	
		それ以外	30点	
薬学的有害事象等防止加算	処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後 日数変更、外来患者に対する 照会処方変更	50点	
		それ以外	30点	
服薬管理指導料				
①通常(②③以外)	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導。 イ)3ヵ月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ロ)3ヵ月以内の再調剤以外。		45点 59点	
	②介護老人福祉施設等入所者	ショートステイ等の利用者も対象。月4回まで	45点	
③情報通信機器を使用(オンライン)	イ)3ヵ月以内の再調剤(手帳による薬剤情報提供を含む) ロ)在宅患者 ハ)在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ)イ・ロ・ハ以外		45点 59点 59点 59点	
	麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点	
特定薬剤管理指導加算1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品。	新たに処方	10点	
		指導の必要	5点	
特定薬剤管理指導加算2	抗悪性腫瘍剤の注射、悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで		100点	
特定薬剤管理指導加算3	イ)医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ)選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで		5点 10点	
		乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)		350点	
吸入薬指導加算	吸入薬の処方患者(喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ) 6月に1回まで		30点	
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで		50点	
かかりつけ薬剤師訪問加算	かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで		230点	
外来服薬支援料1	月1回まで		185点	
外来服薬支援料2	一包化支援、内服薬のみ	7日分 43日分以上	34点 240点	
		施設連携加算	入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1	複数の医療機関から内服薬6種類以上の患者に対して、内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで		125点	
服薬情報等提供料1	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで		30点	
服薬情報等提供料2	薬剤師が必要と判断、文書による情報提供、月1回まで。 イ)保険医療機関、ロ)リフィル処方箋の調剤後、ハ)介護支援専門員		20点	
服薬情報等提供料3	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで		50点	
在宅患者訪問薬剤管理指導料				
①単一建物患者1人	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画。 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回、月8回まで)、保険薬剤師1人につき週40回まで		650点	
		②単一建物患者2~9人	320点	
③単一建物患者10人以上		290点		
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等		100点	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可		250点	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児		100点	
小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)		450点	
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可		150点	

項目	主な要件	点数／単位数
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		
①計画的な訪問指導に係る疾患急変	(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は原則として月8回まで)、主治医 と連携する他の保険医の指示でも可	500点
		200点
②①以外		
麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点

	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)	450点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
	夜間・休日・深夜訪問加算	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間 休日 深夜 400点 600点 1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
	麻薬管理指導加算	投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
	乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)	450点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
	経管投薬支援料	簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援、初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初月に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者/居住者1人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目		主な要件	点数／単位数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下)		薬剤調製料の所定単位につき	1点
使用薬剤料(所定単位につき15円超)			10円又はその端数を増すごとに1点
	多剤投与時の逡減措置	1処方につき7種類以上の内服薬。特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料

項目		主な要件	点数／単位数
特定保険医療材料		厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目		主な要件	点数／単位数
調剤物価対応料		処方箋受付時、3月に1回まで	1点 (令和9年6月1日から2点)

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目		主な要件、算定上限	点数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ①単一建物居住者1人 ②単一建物居住者2~9人 ③単一建物居住者10人以上 ④情報通信機器を用いた服薬指導	《薬局の薬剤師の場合》 ①～④合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回、月8回まで)		518単位
			379単位
			342単位
			46単位
	麻薬管理指導加算		100単位
	医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位

ご不明な点は、受付窓口までご遠慮なくお問い合わせください

コスモ薬局中央店